

○公害等調整委員会行政文書取扱規則

〔平成 23 年 4 月 1 日
公害等調整委員会訓令第 2 号〕

一部改正 平成 27 年 4 月 1 日公害等調整委員会訓令第 5 号
一部改正 平成 27 年 12 月 9 日公害等調整委員会訓令第 10 号
一部改正 平成 30 年 1 月 16 日公害等調整委員会訓令第 1 号
一部改正 平成 30 年 8 月 31 日公害等調整委員会訓令第 3 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 4 条）
- 第 2 章 文書の受付及び配布（第 5 条—第 11 条）
- 第 3 章 行政文書の起案、決裁、供覧及び配布（第 12 条—第 20 条）
- 第 4 章 行政文書の施行（第 21 条—第 27 条）
- 第 5 章 行政文書の貸出し、閲覧等（第 28 条）
- 第 6 章 補則（第 29 条）

附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この訓令は、公害等調整委員会行政文書管理規則（平成 23 年公害等調整委員会訓令第 1 号。以下「文書管理規則」という。）第 31 条の規定に基づき、公害等調整委員会（以下「委員会」という。）における文書の起案、決裁、施行、取得、貸出し及び閲覧並びに秘密行政文書の取扱い等について、別に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この訓令で使用する用語は、公文書等の管理に関する法律（平成 21 年法律第 66 条）及び文書管理規則で使用する用語の例による。

（文書取扱いの心得）

第 3 条 文書の処理は、確実と迅速を旨としなければならない。

（文書管理システムの活用による文書管理の原則）

第 4 条 委員会の保有する行政文書については、原則として、文書管理システムにより管理を行うこととする。

第 2 章 文書の受付及び配布

（文書の受領）

第 5 条 委員会に到達した文書は、文書管理規則第 7 条に規定する文書取扱主任（以下「文書取扱主任」という。）が受領する。

2 文書取扱主任以外の職員が文書を受領したときは、速やかに文書取扱主任に引き継がなければならない。

(文書の開封)

第6条 受領した文書は、文書取扱主任が開封する。ただし、個人を名あて人とし（官職名で表示した場合を含む。）、「親展」、「秘」その他名あて人以外の者が開封披見してはならない旨を表示した文書（以下「親展文書」という。）については、この限りでない。

(文書管理システムへの記録等)

第7条 文書取扱主任は、文書（電磁的記録並びに私文書及び親展文書を除く。第4項において同じ。）を受領した場合には、当該文書の余白に、当該文書が一般文書であるときは、一般文書受付印（様式第1号）を、当該文書が別表第一に掲げる事件関係文書（以下「事件関係文書」という。）であるときは事件関係文書受付印（様式第2号）を押し、受付番号を記入した後、文書管理システムに所要事項を記録する。

- 2 文書取扱主任は、電磁的記録（私文書及び親展文書を除く。）を受領した場合には、文書管理システムに所要事項を記録する。
- 3 受付記号は、第18条第2項に定める文書記号の末尾に「受」を付したものとし、受付番号は、暦年ごとに、それぞれ一連番号を付けるものとする。
- 4 文書取扱主任は、受領した文書に現金、有価証券その他の物件が添付されているときは、その文書の適宜の箇所及び文書管理システムにその種類、金額等を記録する。

(文書の配布)

第8条 前条の処理を終えた文書は、文書取扱主任から各担当者に配布する。

(親展文書の処理)

第9条 文書取扱主任は、親展文書を受領したときは、名あて人に配布する。

- 2 配布された親展文書が公文書であったときは、その名あて人は、速やかにこれを文書取扱主任へ返付しなければならない。

(私文書の処理)

第10条 文書取扱主任は、私文書を受領したときは、受付手続を行うことなく名あて人に当該文書を配布する。

(誤送された文書の処理)

第11条 文書取扱主任は、委員会の所掌事務に属さないことが明らかな文書（電磁的記録を除く。）を受領したときは、発信人に返送する。ただし、文書の内容等から判断して正当な名あて人が明らかな文書については、その名あて人に転送するとともに、発信人に対し転送した旨通知するものとする。

第3章 行政文書の起案、決裁、供覧及び報告

(起案)

第12条 職員が決裁を受け又は供覧をしようとする場合には、文書管理システムにより生成される起案様式（以下「起案様式」という。）を用い、該当欄に所要の事項を記載又は記録して行わなければならない。

- 2 前項の場合において、決裁が定例的である等の理由により、起案様式以外の用紙を用いることが事務処理上適当であると認められるときは、別の用紙を用いることができる。この場合において、当該別の用紙は、起案様式であるものとみなす。
- 3 起案者は、起案の内容により必要があると認めるときは、起案文書に起案に係る事項の要旨、起案までの経過、起案者の意見等を付記し、所要の参考資料、関係書類、引用法文等を添付するものとする。
- 4 次の各号に掲げる行政文書には、起案様式の備考欄に、当該各号に掲げる事項を記載又は記録するものとする。
 - (1) 至急に処理しなければならないもの 至急
 - (2) 書留、配達証明又は特別送達で送る必要があるもの それぞれ書留、配達証明又は特別送達
 - (3) 親展文書とする必要があるもの 親展
 - (4) 官報に掲載する必要があるもの 官報掲載
 - (5) その他必要な処理を要するもの 所要の事項

(決裁の順序等)

第 13 条 決裁を要する行政文書（以下「決裁文書」という。）は、原則として、下位の官職から上位の官職の順に決裁を受けるものとする。なお、文書管理システムにより決裁を受ける場合は、承認又は決裁したことを記録することにより行うものとする。

- 2 前項の場合において、起案者は、決裁を受けた後、当該決裁文書を、文書管理規則第 6 条に規定する文書管理担当者（以下「文書管理担当者」という。）に提示し、文書管理担当者は、当該文書について、文書管理システムに所要事項を記録しなければならない。

(起案文書の修正及び廃案)

第 14 条 起案文書について決裁者が内容の修正を求めた場合は、起案者が当該内容を修正の上、当該決裁者に改めて決裁を求めるものとする。ただし、決裁者が起案者に連絡の上、起案文書の内容を修正することを妨げない。

- 2 起案文書について、決裁者が反対の決定をした場合は、起案者は起案様式に「廃案」の表示を行い、廃案となった理由を付して整理及び保存する。

(再度決裁を経ない決裁終了後の決裁文書の修正の禁止)

第 14 条の 2 決裁文書の内容を決裁終了後に修正することは、修正を行うための決裁文書を起案し、改めて順次決裁を経ること（以下この条において「修正のための決裁」という。）をしなければ、これを行ってはならない。

- 2 修正のための決裁には、当初の決裁文書からの修正箇所及び内容並びに修正の理由を記した資料を添付しなければならない。
- 3 行政機関の意思決定の内容そのものが記載されている、直接的な決裁対象となる行政文書（以下この条において「決裁対象文書」という。）について修正を行った場合、その原本は、修正のための決裁により修正が行われた後の決裁対象文書とす

る。

- 4 修正のための決裁を行った場合、決裁対象文書のうち施行が必要な文書については、次の各号に掲げる修正のための決裁が終了した時期の区分に応じて、当該各号に掲げる文書番号及び施行日により施行することとする。
 - 一 当初の決裁対象文書の施行日前 当初の決裁における文書番号及び施行日
 - 二 当初の決裁対象文書の施行日以後 修正のための決裁における文書番号及び施行日
- 5 前項の規定にかかわらず、当初の決裁文書の本体ではなく、当該決裁の説明を行うために添付した資料のみを修正した場合、施行が必要な文書については、当初の決裁における文書番号及び施行日により施行することとする。
- 6 修正の内容が、客観的に明白な計算違い、誤記、誤植又は脱字など軽微かつ明白な誤りに係るものである場合には、第1項の規定にかかわらず、修正のための決裁に係る手続を、総括文書管理者の定めるところにより、簡素化することができる。

(合議)

第15条 第13条第1項の場合において、決裁文書の内容が他部局等に関係あるものは、主管部局から関係部局に合議する。

(専決処理)

第16条 専決処理する決裁文書は、重要又は異例なものを除き、別表第二の決裁文書の件名欄に掲げるものとし、同表の決裁者欄に掲げる者において処理するものとする。

(代決)

第17条 決裁者が出張、休暇その他の事由により不在の場合で緊急に決裁を得るべき決裁文書があるときは、決裁者が公害等調整委員会委員長（以下「委員長」という。）の場合には、公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第6条第4項に規定する代理者、決裁者が事務局長の場合には、事務局次長（事務局次長が出張、休暇その他の事由により不在の場合は、事務局総務課長）が代決により処理するものとする。

(決裁年月日等の記入)

第18条 文書管理担当者は、決裁又は供覧が終わったときは、文書管理システム及び決裁文書の該当欄に決裁権者が決裁を終了した日又は供覧を終了した日、文書記号及び文書番号（供覧文書を除く。）を記載又は記録しなければならない。なお、当該文書を施行する場合は、施行先、施行年月日を記載又は記録しなければならない。

2 前項の文書記号は、一般文書にあっては公調委、事件関係文書にあっては公調委事とし、文書番号は、それぞれ暦年ごとに一連番号により表示するものとする。

(人事に関する行政文書の決裁手続の特例)

第19条 人事に関する行政文書については、第13条及び前条に定める手続によらないで処理することができる。

(供覧)

第20条 配布を受け又は作成した資料等で必要があると認められるものについては、遅滞なく供覧しなければならない。

第4章 行政文書の施行

(公印及び契印の押印)

第21条 施行文書（電磁的記録を除く。次条において同じ。）の発出準備が終わったときは、文書取扱主任は、当該施行文書に公印を管理する職員から公印及び契印の押印を受けなければならない。ただし、文書管理規則第5条に規定する文書管理者（以下「文書管理者」という。）がその必要がないと認める施行文書については、この限りでない。

(印影の印刷)

第22条 一定の字句及び内容の施行文書については公印の押印に代えて印影を当該施行文書とともに印刷することができる。

2 前項の規定により印影を印刷しようとするときは、文書管理規則第3条に規定する総括文書管理者（以下「総括文書管理者」という。）の承認を受けなければならない。

(電子署名)

第23条 発出する施行文書が電磁的記録である場合にあっては、電子署名（電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、当該情報が委員会の職員の作成に係るものであることを示し、かつ、当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものをいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、文書管理者がその必要がないと認める施行文書については、電子署名を省略することができる。

2 前項の電子署名は、文書取扱主任が行う。

(電子署名の特例)

第24条 前条第2項の規定にかかわらず、文書管理システムを用いて電子署名を自動的に行う必要がある場合は、総括文書管理者に申請し、その承認を受けなければならない。

(行政文書の発出)

第25条 行政文書の発出は、使送又は郵送その他効率的方法によるものとし、その事務は、文書取扱主任が行う。

2 前項の処理を終えた決裁文書は、起案者に返付し、起案者は、文書管理担当者に引き継ぐまでの間、これを確実に保管しておかなければならない。

第26条 文書取扱主任は、行政文書を使送するときは、文書使送票に所要事項を記載し、受領者の印を徴するものとする。

(官報掲載)

第27条 官報掲載を必要とする行政文書の決裁が終わったときは、起案者は、官報報告主任に印刷原稿（電子媒体を含む。）を提出し、官報掲載を依頼するものとす

る。

2 前項の行政文書が官報に掲載されたときは、起案者等は、遅滞なく照合を行わなければならない。

3 前項の照合の結果、誤りを発見したときは、起案者等は、速やかに正誤の手続をとらなければならない。

第5章 行政文書の貸出し、閲覧等

(行政文書の貸出し、閲覧等)

第28条 文書管理担当者又は行政文書を保管する職員は、その保存又は保管する行政文書については、法令に定める場合又は文書管理者の許可を得た場合を除き、関係職員以外の者に貸出し若しくは謄写させ又は閲覧させてはならない。

第6章 補則

(総括文書管理者への委任)

第29条 この訓令に定めるもののほか、委員会の文書の起案、決裁、施行、取得、貸出及び閲覧の取扱い等について必要な事項は、総括文書管理者が定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

(公害等調整委員会専決処理規程の廃止)

第2条 公害等調整委員会専決処理規程(平成3年公害等調整委員会訓令第1号)は、廃止する。

附 則(平成27年公害等調整委員会訓令第5号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年公害等調整委員会訓令第10号)

この訓令は、平成28年1月1日から施行する。

附 則(平成30年公害等調整委員会訓令第1号)

この訓令は、決定の日から施行する。(平成30年1月16日)

附 則(平成30年公害等調整委員会訓令第3号)

この訓令は、平成30年9月3日から施行する。

別表第一（事件関係文書）

番号	文書の種類
1	公害紛争についてのあっせん事件に関する文書
2	公害紛争についての調停事件に関する文書
3	公害紛争についての仲裁事件に関する文書
4	公害紛争についての責任裁定事件に関する文書
5	公害紛争についての原因裁定事件に関する文書
6	公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第42条の17第1項の規定による証拠保全に関する文書
7	公害紛争処理法第43条の2第1項の規定による義務履行勧告に関する文書
8	鉱区禁止地域の指定請求及びその指定の解除請求に関する文書
9	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第1条第2号の規定による不服の裁定に関する文書
10	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第27条第2項の規定による執行停止の申立てに関する文書
11	土地収用法（昭和26年法律第219号）第27条第2項又は第131条第1項の規定による意見照会に関する文書
12	鉱業法（昭和25年法律第289号）第64条の2第3項（同法第87条において準用する場合を含む。）又は採石法（昭和25年法律第291号）第18条（同法第30条において準用する場合を含む。）の規定による承認に関する文書
13	文化財保護法（昭和25年法律第214号）第159条第1項の規定による協議に関する文書

別表第二（専決処理）

		決裁文書の件名	決裁者	合議先	文書施行 名義人	備 考
事務局長 の専決処 理事項	1	委員会において決定された事項に係る必要な文書の作成及び施行	事務局長		委員会	
	2	公害紛争処理法（以下「処理法」という。）第42条の31第1項の規定による通知	事務局長		委員長	
	3	処理法第49条の2に規定する報告に関すること。	事務局長		委員会	
	4	公害紛争処理法施行令（昭和45年政令第253号）第19条第1項に規定する手数料の軽減又は免除に関すること。	事務局長		委員長	
	5	公害紛争の処理手続等に関する規則（昭和47年公害等調整委員会規則第3号。以下「公害規則」という。）第18条第3項（第24条、第55条及び第63条において準用する場合を含む。）に規定する証明書の発行	事務局長		委員長	
	6	公害規則第62条に規定する通知並びに裁定書の正本の作成及び送付	事務局長		委員長	
	7	鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号。以下「調整手続法」という。）第51条の規定による事件記録の送付	事務局長		委員会	
	8	調整手続法第33条第3項に規定する証票の発行	事務局長		委員会	
	9	公害等調整委員会設置法（昭和47年法律第52号）第18条第2項に規定する専門委員の任命に関する総務大臣への上申	事務局長		委員長	
	10	公害等調整委員会設置法第18条第3項に規定する専門委員の解任に関する総務大臣への上申	事務局長		委員長	
	11	行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。）第19条第1項に規定する諮問	事務局長		委員長	
	12	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）第43条第1項に規定する諮問	事務局長		委員長	
	13	永年勤続表彰の被表彰者の推薦に関すること。	事務局長		委員長	
	14	事務局職員（事務局長を除く。）の外国旅行に係る旅行命令及び公用旅券の発給請求に関すること	事務局長		委員長	
	17	採用昇任等・退職管理基本方針協議に関すること	事務局長		委員長	
	18	報道発表	事務局長	大臣官房政策評価広報課長	委員会	
	19	公文書等の管理に関する法律第7条第2項に規定する行政文書ファイル管理簿の公表	事務局長		委員長	

20	公文書等の管理に関する法律第8条第1項、第2項、第3項に規定する行政文書ファイルの移管、廃棄及び内閣総理大臣あて協議並びに利用制限の意見付し	事務局長		委員長
21	公文書等の管理に関する法律第9条第1項に規定する行政文書の管理状況の内閣総理大臣あて報告	事務局長		委員長
22	公文書等の管理に関する法律第10条第4項に規定する行政文書管理規則の公表	事務局長		委員長
23	公文書等の管理に関する法律第18条第3項に規定する国立公文書館へ移管した文書の意見書の提出	事務局長		委員長
24	公文書等の管理に関する法律施行令（平成22年政令第250号）第8条に規定する行政文書ファイル等の分類、名称及び保存期間の設定	事務局長		委員長
25	公文書等の管理に関する法律施行令第9条に規定する行政文書ファイル等保存期間の延長及び内閣総理大臣あて期間及び理由の報告	事務局長		委員長
26	公文書等の管理に関する法律施行令第11条に規定する行政文書ファイル管理簿の記載事項のこと	事務局長		委員長
27	公文書等の管理に関する法律施行令第13条に規定する行政文書ファイル管理簿の閲覧場所の公表のこと	事務局長		委員長
28	幹部職員の任用等に関する政令（平成26年政令第191号）第3条第1項の規定に基づく標準職務遂行能力を有することの確認に資する情報の提出に関する文書	事務局長		委員長
29	前各号に準ずる事項	事務局長		
総務課長の専決処理事項(審査官の専決処理事項を除く。)	1 公害規則第65条第1項に規定する名簿の作成のこと。	総務課長		委員会
	2 調整手続法第46条に規定する調書の謄写又は裁定書の謄本若しくは抄本の交付（請求者が事件関係人又はその代理人である場合に限る。）	総務課長		委員会
	3 処理法第42条の12第3項（第42条の27第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見照会	総務課長		委員長
	4 公害規則第7条又は第35条（第63条において準用する場合を含む。）の規定による通知及び当該申請人に対する事件番号等の通知	総務課長		委員会
	5 公害規則第64条第2項の規定による許可（請求者が当事者又はその代理人である場合に限る。）	総務課長		委員会
	6 専門委員の任命に関する所属長等への照会	総務課長		事務局長
	7 専門委員の委嘱期間の延長又は職務内容の変更に関する所属長等への照会	総務課長		事務局長
	8 情報公開法第19条第2項に規定する通知	総務課長		委員長
	9 情報公開法第23条第1項に規定する報告	総務課長		委員長

10	行政機関が行う政策の評価に関する法律 (平成13年法律第86号) 第11条に規定する通知	総務課長		委員長
11	行政機関個人情報保護法第43条第2項に規定する通知	総務課長		委員長
12	行政機関個人情報保護法第49条第1項に規定する報告	総務課長		委員長
13	在外公館に対する便宜供与の依頼	総務課長		事務局長
14	事務局職員(事務局長及び事務局次長を除く。)の海外渡航申請に対する承認	総務課長		委員長
15	事務局職員(事務局長を除く。)及び専門委員の内国旅行に係る旅行命令	総務課長		事務局長
16	旅行依頼	総務課長		事務局長
17	人事統計報告・欠員報告等	総務課長		事務局長
18	各種証明書の発行に関すること	総務課長		事務局長
19	国家公務員法(昭和22年法律第120号)第61条の2第3項の規定に基づく幹部候補者名簿の提示の求めに関する文書	総務課長		委員長
20	前各号に準ずる事項	総務課長		
事件を担当する審査官の専決処理事項	1 处理法第25条に規定する事件の移送、第27条第5項に規定する事件の送付又は第38条第1項に規定する事件の引継ぎを受けたときの当事者に対する通知	担当審査官		委員長
	2 处理法第42条の12第3項(第42条の27第2項において準用する場合を含む。)の規定による意見照会	担当審査官		委員長
	3 公害規則第7条若しくは第35条(第63条において準用する場合を含む。)の規定による通知又は処理法第42条の17第1項(第42条の33において準用する場合を含む。)に規定する証拠保全の申立て若しくは第43条の2第1項に規定する義務履行勧告の申出があったときの相手方に対する通知及び当該申請人、申立人又は申出人に対する事件番号等の通知	担当審査官		委員長
	4 公害規則第66条に規定する書面又は期間の指定	担当審査官		委員長
	5 処理法第23条の2に規定する代理人の承認に係る決定の当事者に対する通知、公害規則第28条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する届出若しくは法定代理権の消滅の届出があったときの他の当事者に対する通知又は公害規則第5条第1項に規定する代表者の選定若しくは変更があったときの他の当事者に対する通知	担当審査官		調停委員会 仲裁委員会 裁定委員会

6	処理法第41条において準用する仲裁法 (平成15年法律第138号第39条第5項の規定による仲裁判断書の写しの送付)	担当審査官		仲裁委員会	
7	公害規則第33条第1項の規定による通知	担当審査官		裁定委員会	
8	処理法第42条の19第2項(第42条の13第2項及び第42条の33において準用する場合を含む。)に規定する裁定書の正本の作成及び送達	担当審査官		事務局長	
9	処理法第42条の24第1項(第42条の33において準用する場合を含む。)に規定する職権調停に付する決定の当事者に対する通知又は公害規則第51条(第63条において準用する場合を含む。)の規定による通知及び送付	担当審査官		裁定委員会	
10	公害規則第58条第2項の規定による通知	担当審査官		裁定委員会	
11	公害規則第11条(第55条及び第63条において準用する場合を含む。)の規定による通知(処理法第23条の4第2項の規定による意見照会を含む。)	担当審査官		調停委員会 裁定委員会	
12	公害規則第12条第2項(第9条の4において準用する場合を含む。)若しくは第42条第3項(第63条において準用する場合を含む。)の規定による通知又はあっせん若しくは調停手続における変更の申請の不許可の決定の当事者に対する通知	担当審査官		あっせん委員 調停委員会 裁定委員会	
13	公害規則第13条又は第30条(第63条において準用する場合を含む。)に規定する手続の受継に係る決定の当該申立人及び当事者に対する通知	担当審査官		調停委員会 裁定委員会	
14	公害規則第14条第2項(第9条の4, 第55条及び第63条において準用する場合を含む。)の規定による通知	担当審査官		あっせん委員 調停委員会 裁定委員会	
15	公害規則第19条第3項の規定による通知	担当審査官		調停委員会 裁定委員会	裁定委員会は職権 調停の場合のみ
16	公害規則第9条の3又は第20条の規定による通知	担当審査官		あっせん委員 調停委員会 裁定委員会	裁定委員会は職権 調停の場合のみ
17	公害規則第22条又は第23条第2項の規定による通知(仲裁委員が欠けた旨の当事者に対する通知を含む。)その他のあっせん委員、調停委員、仲裁委員、裁定委員又は証拠保全若しくは義務履行勧告の担当委員の指名の当事者に対する通知	担当審査官		委員長	
18	公害規則第40条第1項、第46条又は第50条(それぞれ第63条において準用する場合を含む。)の規定による通知その他のあっせん、調停、仲裁若しくは裁定手続における期日の当事者に対する通知	担当審査官		あっせん委員 調停委員会 仲裁委員会 裁定委員会	

19	公害規則第43条第3項（第63条において準用する場合を含む。）の規定による通知又はあっせん若しくは調停の申請、調停手続への参加若しくは証拠保全の申立て若しくは義務履行勧告の申出の取下げがあつたときの相手方に対する通知	担当審査官		あっせん委員 調停委員会 裁定委員会 委員長	義務履行の場合は委員長、その他は各委員会
20	公害規則第52条（第63条において準用する場合を含む。）に規定する審問の終結又はその再開の当事者に対する通知	担当審査官		裁定委員会	
21	公害規則第53条第1項（第63条において準用する場合を含む。）の規定による意見照会及び同条第2項（同条第3項及び第63条において準用する場合を含む。）の規定による通知	担当審査官		裁定委員会	
22	公害規則第61条第2項の規定による通知（処理法第42条の30第3項の規定による意見照会を含む。）	担当審査官		裁定委員会	
23	公害規則第64条第2項の規定による許可（請求者が当事者又はその代理人である場合に限る。）	担当審査官		委員会	
24	あっせん、調停、仲裁又は裁定手続において当事者若しくは第三者から提出された文書若しくは物件の受領又は当該文書若しくは物件の返還に関する事	担当審査官		あっせん委員 調停委員会 仲裁委員会 裁定委員会	
25	調停が成立した場合の調停調書の謄本の作成及び当事者に対する送付	担当審査官		事務局長 調停委員会	当事者に対する送付は調停委員会
26	公害規則第24条の3に係る裁定委員会から当事者への通知	担当審査官		裁定委員会	
27	前各号に掲げるもののほか、公害規則第38条の4第4項又は第45条第6項（それぞれ第63条において準用する場合を含む。）の規定による送付その他のあっせん、調停、仲裁又は裁定手続において当事者から提出された主張若しくは申立てを内容とする書面又は資料の他の当事者に対する送付	担当審査官		あっせん委員 調停委員会 仲裁委員会 裁定委員会	
28	調整手続法第27条第6項（同条第8項において準用する場合を含む。）又は第42条第4項の規定による公示	担当審査官	総務課 長（公示に係る 係る部分に限 る。）	委員長	
29	調整手続法第46条に規定する調書の謄写又は裁定書の謄本若しくは抄本の交付（請求者が事件関係人又はその代理人である場合に限る。）	担当審査官		委員長	
30	鉱業登録令（昭和26年政令第15号）第37条又は第38条の規定による嘱託	担当審査官		委員長	
31	調整手続法第26条第4項に規定する決定書又は第42条第3項に規定する裁定書の正本の作成及び送達	担当審査官		裁定委員会（第26条第4項） 事務局長（第42条第3項）	

32	調整手続法第27条第5項の規定による意見照会及び当該申立人に対する事件番号等の通知又は同条第6項の規定による通知	担当審査官		裁定委員会	
33	調整手続法第28条の規定による送達及び第29条に規定する期日の指定並びに当該申請人に対する事件番号等の通知	担当審査官		裁定委員会	
34	調整手続法第31条第1項の規定による通知及び同条第2項の規定による公示、調整手続法第34条第1項において準用する民事訴訟法第223条第2項に規定する審尋の当該第三者に対する通知又は鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律の施行等に関する規則（昭和26年土地調整委員会規則第2号。以下「調整手続規則」という。）第15条の2の規定による通知	担当審査官	総務課長（公示に係る部分に限る。）	裁定委員会（公示に係る部分は委員長）	
35	調整手続法第36条第1項に規定する参加に係る決定の当該申立人若しくは職権で参加させる第三者及び事件関係人に対する通知又は同条第2項に規定する審問の申請人及び当該第三者に対する通知（参加申立てがあったときの処分庁に対する通知を含む。）	担当審査官		裁定委員会	
36	調整手続法第37条に規定する関係行政機関の参加に係る決定の当該関係行政機関及び事件関係人に対する通知	担当審査官		裁定委員会	
37	調整手続法第38条に規定する代理人の承認に係る決定の事件関係人に対する通知	担当審査官		裁定委員会	
38	調整手続法第38条の2に規定する補佐人の承認に係る決定の当該承認の申請人に対する通知	担当審査官		裁定委員会	
39	調整手続法に規定する裁定の審理期日外で証拠申立てを採用することとされたときの事件関係人に対する通知	担当審査官		裁定委員会	
40	調整手続規則第11条の10に規定する手続の受継に係る決定の当該申立人及び事件関係人に対する通知	担当審査官		裁定委員会	
41	調整手続規則第12条の2第3項の規定による通知	担当審査官		裁定委員会	
42	裁定委員の指名の事件関係人に対する通知	担当審査官		委員長	
43	裁定手続の分離又は併合に係る決定の事件関係人に対する通知	担当審査官		裁定委員会	
44	審理の終結又はその再開の事件関係人に対する通知	担当審査官		裁定委員会	
45	裁定手続において事件関係人若しくは第三者から提出された文書若しくは物件の受領又は当該文書若しくは物件の返還に関すること。	担当審査官		裁定委員会	
46	第27号から前号までに掲げるもののほか、調整手続規則第14条の5第4項又は第14条の11第3項の規定による送付その他の事件関係人から提出された主張若しくは申立てを内容とする書面又は資料の他の事件関係人に対する送付	担当審査官		裁定委員会	

47	土地収用法第131条第1項の規定に基づく意見照会への回答に関し、部会において決定された事項に係る必要な文書の作成及び施行	担当審査官		委員会	
48	前各号に準ずる事項	担当審査官			

様式第1号 (一般文書受付印)



様式第2号 (事件関係文書受付印)

